

平成25年度定期監査（前期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、平成25年度定期監査（前期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月29日

江別市監査委員 松本紀和  
江別市監査委員 岡村繁美

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
<p>契約管財課</p>	<p><b>【決裁区分について】</b>            車両運行管理業務において、設計金額及び契約金額が800万円を超えているため、業務の決定、契約締結及び予定価格設定は部長専決権限事項であるが、財務室長（次長等）が決裁及び予定価格を設定している。</p> <p><b>【予定価格調書について】</b>            庁舎ごみ収集処理業務において、予定価格調書作成時に見積書比較価格は記入されているが、予定価格は未記入のうえ入札を執行している。</p> <p><b>【決裁事務について】</b>            旧江別市土地開発公社保有地草刈業務委託において、提出された着手届、主任者設置届及び業務日程表等が決裁されていない。</p>	<p><b>【措置済み】</b>            契約事務において、専決区分を十分注意するとともに、決裁の際には再度確認を徹底する。            なお、平成25年度の同契約について、適正な専決区分に従ったところである。</p> <p><b>【措置済み】</b>            予定価格書を記載の際、単価契約につき、本来、予定価格の欄に記載すべきところを誤って、比較価格の欄に記載してしまったもの。            予定価格書の記載に際しては、執行者へ十分説明をすることとした。</p> <p><b>【措置済み】</b>            契約に関する関係書類の課内決裁について、決裁漏れないよう徹底すべく、意思統一を図った。</p>

掲示期限：平成25年12月12日